

会 員 各 位

沖縄県中小企業団体中央会

『働き方改革関連法の再確認とわかりやすい実務対策』

～「知らなかった…」ではすみされない！対策、出来ていますか！？～

参加者より好評だった、2月6日開催セミナー「働き方改革関連法施行に迫る！中小企業の義務と実務」に続く **“第2弾”** のセミナーとなります。

本年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、規模を問わず全ての会社で、年10日以上有給休暇が付与されているパート・アルバイトを含む全ての従業員に「年次有給休暇5日を確実に取得させる義務」がスタートしました。

また、来年4月には中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用され、「正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止（中小企業は21年4月1日適用）」への対応も急務となってきます。

今回のセミナーでは、前回に続き、働き方改革関連法の内容の確認と実務において各企業に必要とされる具体的な対応について、解説いただきます。また、働き方改革に関連する 助成金の種類や活用方法 もご紹介いたします。

組合役職員や経営者、勤怠管理を行う人事総務部門の皆様には、ご参加されますようご案内申し上げます。

- 開催日時 令和元年 7 月 23 日（火）
13 時 30 分～15 時 30 分(13 時 受付開始)
- 開催場所 Ps SQUARE(ピーススクエア) 5階 会議室D
浦添市西原2-4-1 TEL:098-871-3801
- 講 師 社会保険労務士 堀下和紀 氏（堀下社会保険労務士事務所 代表）
- 申込期限 7月17日(水) ※定員80名に達した時点で申込受付終了予定。
- 受講無料** ※参加申込書のFAXで、受講申込受付となります。
定員の場合には別途ご連絡いたします。
- お問い合わせ 沖縄県中小企業団体中央会(電話860-2525)

参加申込書

中央会 支援課 宛

F A X 0 9 8 - 8 6 2 - 2 5 2 6

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 組合名・会社名 | | 電 話 | |
| | | FAX | |
| | 氏 名（役職） | | 氏 名（役職） |
| 1 | | 2 | |

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

※組合員企業への転送をお願いします！！